さいたま市水道局企業管理規程第１６号

さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年１０月２８日

さいたま市水道事業管理者　小　島　豪　彦

さいたま市給水条例施行規程の一部を改正する規程

さいたま市給水条例施行規程（平成１３年さいたま市水道部企業管理規程第３６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（工事の施行）
第８条の２　条例第１０条第２項ただし書に規定する管理者が別に定める給水装置工事は、修繕工事とする。

様式第５号（第７条関係）
給水装置工事申込書
［略］
［略］
［略］
指定給水装置工事事業者等（委任代理人）
［略］
［略］
［略］

様式第１６号（第２１条関係）
給水装置しゅん工図膳本交付申請書
［略］
申請者の区分
□　給水装置の所有者　□　指定給水装置工事事業者等
□　所有者の同意がある者
［略］</td><td>様式第５号（第７条関係）
給水装置工事申込書
［略］
［略］
［略］
指定給水装置工事事業者（委任代理人）
［略］
［略］
［略］

様式第１６号（第２１条関係）
給水装置しゅん工図膳本交付申請書
［略］
申請者の区分
□　給水装置の所有者　□　指定給水装置工事事業者
□　所有者の同意がある者
［略］</td></tr>
</table>

附　則

この規程は、公布の日から施行する。